

氏名（本籍）	小田原 のどか
学位の種類	博士（芸術学）
学位記番号	博甲第 7411 号
学位授与年月	平成 27 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	中西夏之の絵画思想 —「絵画場」の形成にいたる経緯についての考察—

主査	筑波大学教授	博士（芸術学）	齊藤 泰嘉
副査	筑波大学教授	博士（芸術学）	岡崎 昭夫
副査	筑波大学教授	博士（芸術学）	仏山 輝美
副査	筑波大学特命教授	博士（芸術学）	逢坂 卓郎

## 論文の内容の要旨

### （目的）

本論文は、日本の戦後の現代絵画を牽引してきた画家中西夏之（1935～）が1990年代中期に提唱した「絵画場」という思想の成立過程を明らかにすることを目的としている。

### （対象と方法）

本論文の対象は中西夏之の絵画作品、著作、記録メモ、ノート等の一次資料であり、中西夏之の作品に関する展覧会図録、美術評論、解説などの二次資料も研究対象としている。本論文の研究方法は主としてこれらの資料に関する文献研究であるが、加えて著者による中西夏之へのインタビューや彼の展覧会を開催した美術館の関係者への聞き取りも実施している。

### （結果）

本論文は5つの章から構成され、中西の絵画制作方法の1990年代までの展開を検討することで、中西の絵画論における「絵画場」という思想がどのように成立したかを探求している。

第1章「中西夏之の画業」では、1958年の東京芸術大学卒業後の個展開催、ハイレッド・センターでの高松次郎や赤瀬川原平との前衛的美術活動、舞踏家の土方巽との協働による舞台演出、及び1990年代までの中西の絵画制作方法を概観した結果、中西の絵画制作活動には中断期と再開期があり、さらに制作方法の転換があることを見出している。

第2章「絵画の中断とハイレッド・センター」では、大学卒業後の個展や美術コンクールにおける初

期の絵画作品や立体作品、中西が絵画制作を中断して1963年から1964年にかけて行ったハイレッド・センタでの幾つかのパフォーマンス、赤瀬川原平による「千円札裁判」での1966年の中西の証言内容を吟味した結果、中断期においても中西が画家としての意識を新たにしていたことを示唆している。

第3章「絵画発表の再開と絵画場の思想の端緒」では、中西自筆の42枚の「舞台空間メモ」（慶応義塾大学アートセンター所蔵）を調査した結果、中西が絵画の発表を中断して前衛舞踏家の土方巽の公演「バラ色ダンス」（1965年）と「肉体の反乱」（1968年）における舞台装置の作成に協力した経緯を解明し、ここに後の「絵画場」という思想の端緒となる中西独自の画家による身体と場への着目が認められることを指摘している。

第4章「絵画制作方法の転換」では、中西が出演したテレビ番組「美の世界」（日本テレビ、1981年）とそのための中西自筆のノートを分析した結果、中西が土方に舞台装置として提供した回転する金属板の動きを自身の絵画に導入して中西絵画の特徴となる筆致（×印）が形成された事実を明らかにしている。

第5章「『絵画場』の形成」では、以上のような各章の結果をふまえて、中西作品への評価や彼独自の造語である「絵画場」について検討した結果、中西の絵画制作においては水面の不安定な想像的地表に静かに「着水」するような「ジェスト（身振り）の作業」の繰り返しが重要視され、その作業が消滅に至るまで絵画が発生し続ける場所そのものが「絵画場」としての「想像的地表」とであると論究している。

### （考察）

本論文は、中西絵画の芸術的解釈や評価に関して客観的資料や論点を提示して、日本の戦後の現代絵画を牽引してきた画家中西夏之が1990年代中期に提唱した「絵画場」という思想の成立過程の一端を解明したが、中西の絵画思想の根幹をなす「絵画場」に関する研究者間の解釈は多様で、その議論に終止符を打つような「絵画場」の概念を完全には明示できなかった。また、本論文で研究対象としなかった中西絵画の1990年代中期から今日までの20年に及ぶ展開を研究することにより、「絵画場」の概念をより明確にできるものと思われる。

## 審査の結果の要旨

### （批評）

著者は本論文で、中西夏之に関する豊富な一次資料や二次資料を駆使して、1990年代中期までの中西の芸術活動を跡づけ、中西の「絵画場」という概念の提唱に至る経緯を解明したことは、高く評価できる。本論文は今後の中西研究における基礎的文献の一つとして価値があり、著者の中西に関する今後の包括的研究の進展に期待したい。

平成27年1月13日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（芸術学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。